

オープンカウンター取扱

1 参加資格	<p>次の1～5の要件全てをみたす者</p> <ol style="list-style-type: none">1. 金沢市の入札参加資格を有し、HP上の各物件に示す営業種目で登録があること2. 主たる事務所（本社）の所在地が金沢市内であること3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること4. 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと5. 市税の滞納がないこと
2 見積り無効に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1. 参加資格のない者が見積りしたとき2. 見積書に記名押印がないとき3. 見積り金額を訂正したとき4. 見積り金額その他の見積書に記載された事項について、その確認ができないとき5. 一の見積りに対して、同一人が2通以上の見積書を提出したとき6. 明らかに不正な行為によると認められるとき7. 提出期限後の提出、郵送による提出、その他見積りに関する条件に違反したとき8. 金沢市企業局所定の見積書を使用しないとき9. 複数の見積りが、一定の資本関係又は人的関係のある場合（詳細は以下のとおり） 同一入札（見積合せ）に参加する複数の者が次に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合は、基準に該当した者の入札（見積）は無効として取り扱います。ただし、入札（見積合せ）執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札（見積）を辞退した場合には、残る1者の入札（見積）は有効として取り扱うものとします。<ol style="list-style-type: none">① 次に掲げる資本関係がある場合（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）<ol style="list-style-type: none">ア 親会社と子会社の関係にある場合イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合② 次に掲げる人的関係がある場合<ol style="list-style-type: none">ア 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合④ その他入札（見積合せ）の適正さが阻害されると認められる場合
3 契約条項	<p>本物件の契約条項は、契約書作成の有無にかかわらず、金沢市物品購入契約約款の内容となりますので、その内容を十分に確認の上、見積願います。</p> <p>上記約款は、金沢市企業局ホームページで公開しています。</p>